

介護保険料のお知らせ

介護保険料納入通知書をお送りしましたので、納付していただきますようお願いいたします。

【65歳になられた方へ】

40歳から64歳までの月の介護保険料は、国民健康保険税や健康保険料と合わせてお支払いいただいております。

65歳になった月（誕生日の前日の属する月）からは、介護保険料のお支払い方法が変わります。加入する健康保険へ支払うのではなく、今回の納付書により、個人ごとに小金井市へお支払いいただきます。

《国民健康保険にご加入の方》

国民健康保険税に含まれる介護保険分は、65歳になる前月までの月数で算定されています。65歳以降の介護保険分は含まれなくなります（詳しくは国民健康保険税納税通知書をご確認ください）。ただし、40歳から64歳までの方が同世帯にいる世帯主の方は、世帯の方の介護保険分が算定され国民健康保険税に含まれることとなります。

《健康保険組合・全国健康保険協会等にご加入の方》

会社の健康保険に加入されているご本人や扶養家族の方も、65歳になった月から、介護保険料は個人ごとに小金井市へお支払いいただきます。なお、健康保険組合によっては、40歳から64歳までの扶養家族の方がいる場合、ご本人が65歳となっても引き続き介護保険料を徴収される場合があります。詳しくは、所属する健康保険の事務担当にご確認ください。

【小金井市へ転入された方へ】

小金井市での介護保険料は、転入された月分から計算され、今回の納付書でお支払いいただきます。

なお、前住所地での所得情報をすぐに把握できない場合は、当初は第1段階または第4段階（非課税扱い）で算定する場合があります。その後保険料に変更がある方には、改めて差額分の納付書を送付しますので、変更後の納付書でお支払いください。

前住所地で年金天引き（特別徴収）されていた方は、一時的に重なって保険料をお支払いいただく場合がありますが、前住所地の市区町村が清算し、必要月数分以上は後日返金があります。

保険料の納め方

介護保険料のお支払い方法は、特別徴収（年金天引き）と普通徴収（納付書または口座振替）があります。

最初は全員の方が納付書または口座振替で納めます

65歳になられた方と小金井市へ転入された方は、年金受給の有無に関わらず、最初は全員の方が半年～1年の間、普通徴収（納付書または口座振替）で納めていただきます。納付書に記載されている金融機関、郵便局、みずほ銀行派出所（市役所第二庁舎1階）窓口、コンビニエンスストア等でお支払いください。

特別徴収（年金天引き）が優先です

特別徴収（年金天引き）の対象者の方は、早くて翌年度の4、6、8、10月のいずれかの月から自動的に特別徴収へ切り替わります。詳しい切り替え時期は「特別徴収開始のお知らせ」または7月中旬に送付します納入通知書にてご確認ください。

特別徴収は、老齢（退職）年金・障害年金・遺族年金を年額18万円以上受給されている方が基本的に対象者となります。特別徴収の対象者となった場合、口座振替のお手続きをされていても、自動的に特別徴収に切り替えられます。

国民健康保険・後期高齢者医療制度の場合、一定の要件を満たす方は口座振替を選択できますが、介護保険は特別徴収が原則となっており、個人の希望で納付方法を選択することはできません。また、年金を受給されていない方については、毎年度7月中旬に小金井市から送付される納付書か口座振替でお支払いください。

介護保険のしくみ ～介護保険は支えあいの制度です～

介護保険の財源は、40歳以上の皆様に納めていただく保険料と公費（税金）でまかなわれています。介護が必要になった場合は、利用料金の1～3割を負担してサービスを受けることができます。令和5年度の負担割合は、公費50%（国・都・小金井市）、保険料50%（65歳以上の方23%、40～64歳の方27%）です。

保険料の決め方

介護保険料は、介護保険サービス費に係る費用などから算出される基準額をもとに、所得に応じて15段階（年額20,100円～164,600円）に設定されています。ご本人の合計所得金額、年金収入額及び市民税課税の有無、同一世帯の市民税課税状況等をもとに算出しています。段階別の区分方法については、納入通知書をご覧ください。

保険料を納めないでいると

1年以上保険料を納めない場合、介護保険の給付が制限されます。お支払いが困難な場合はお早めにご相談ください。

〈問合せ先〉 小金井市福祉保健部介護福祉課（第二庁舎2階）
保険料担当（介護保険料について） 電話 042-387-9921